

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	議員案について	2
①	議員案第 1 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	2
(2)	提出議案について	3
①	議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 14 号）	3
②	議案第 2 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	5
③	議案第 3 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	5
(3)	協議事項について	7
①	会期、議事日程及び議案の取扱いについて	7
(4)	報告事項について	8
①	矢板市下水道事業経営戦略の見直しについて	8
4	その他	9
5	閉会	9

日 時 令和 4 年 3 月 30 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 18 分 場 所 議場

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 恵 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- | | |
|-------------|---------|
| ① 市 長 | 齋 藤 淳一郎 |
| ② 副市長 | 横 塚 順 一 |
| ③ 教育長 | 村 上 雅 之 |
| ④ 秘書広報課長 | 佐 藤 賢 一 |
| ⑤ 総務部長兼総務課長 | 塚 原 延 欣 |
| ⑥ 下水道課長 | 江 連 康 一 |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- | | |
|--------|---------|
| ① 事務局長 | 薄 井 勉 |
| ② 主査 | 粕 谷 嘉 彦 |

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（１０：００）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第 375 回矢板市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、私ども市当局から提出いたした案件は、補正予算 1 件及び条例の一部改正 2 件の計 3 件であります。

提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 議員案について

① 議員案第 1 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長 議題に入ります。(1)議員案について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長(佐貫薫) 去る 3 月 28 日午前 10 時より、第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し、議員案 1 件を提出することに決定いたしました。①議案第 1 号については、令和 3 年人事院勧告に基づき、条例の一部を改

正するものであります。

その概要は、期末手当の支給率を 100 分の 167.5 から、100 分の 5 を減じて、100 分の 162.5 と改正するものであります。また、令和 4 年度の 6 月支給については、令和 3 年度の期末手当の削減分を調整額として控除して支給するというものであります。提出に当たりましては、私が提出者になりまして、5 名の議運の委員が賛成者として提出をいたします。

日程につきましては、本日の最後に提出いたしまして、委員会付託を省略し即決をお願いをしたいと思っております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますよう、お願いを申し上げます。

(2) 提出議案について

① 議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 14 号）

○議長 次に、(2)提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） それでは議案第 1 号につきまして御説明を申し上げます。予算書の 1 ページをお願いいたします。

それでは議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 14 号）であります。以下、朗読につきましては割愛させていただきます。

続きまして、2 ページ、3 ページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算補正、上が歳入であります。

11 款 地方交付税、15 款 国庫支出金、18 款 寄附金、22 款 市債の歳入合計補正額が 1 億 1,665 万円ということで、歳入予算総額 159 億 2,445 万円でございます。

その下、歳出となります。2 款 総務費、6 款 農林水産業費で歳出合計補正額を合わせまして 1 億 1,665 万円。歳出予算総額が 159 億 2,445 万円で

ございます。

4 ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正であります。

繰越明許費の追加というもので2件ございます。まず、3款 民生費は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業ということで、こちらの事業は国のほうで、申請期間が令和4年の9月30日までということで延長になったことに伴う繰越しでございます。

6款 農林水産業費につきましては、前回の全協で商工観光課長が山の駅たかはらの改修について説明をさせていただきましたが、国の補正予算によりまして地方創生拠点整備交付金が採択になったということで、年度内での執行が困難であるということでの繰越しになります。

第3表 地方債補正につきましては、1 地方債の追加については山の駅たかはらの改修に伴う地方債になります。その下の地方債の変更については6事業ございまして、それぞれ事業の確定による限度額の補正ということになります。

それでは予算に関する説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

2 歳入であります。11款 地方交付税の説明欄に特別交付税がありますが、こちらは確定によるものでございます。

15款 国庫支出金、2款1項 総務費国庫補助金は、地方創生拠点整備交付金、山の駅たかはらの改修にかかるものとなります。

18款1項 ふるさと納税寄附金について、3月にも寄附金の増ということで補正をさせていただいたところですが、さらに増加ということで、1,300万円の増というところでございます。

22款 市債につきましては、それぞれの事業の確定によるものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳出となります。2 款 1 項 3 目 財政管理費、こちらは説明欄に財政管理事務の積立金は財政調整基金への積立てということになります。

その下、6 目 企画費は説明欄で企画調整事業とありますが、ふるさと納税 1,300 万円増に伴う歳出の経費ということになります。

6 款 2 項 2 目 林業振興費の説明欄ですが、山の駅たかはらの改修に係るものということで、委託料が設計料、後は工事請負費ということになります。

議案第 1 号につきましての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。説明に対して、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 議案第 2 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

③ 議案第 3 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長 ②及び③について一括して説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号につきまして御説明いたします。

この 2 議案につきましては令和 3 年人事院勧告によります、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部の改正に伴い、国に準じた改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

それでは議案書 2 ページをお願いいたします。

(議案書 2 ページを朗読)

3 ページをお願いいたします。こちらは、改正の内容を説明させていただければと思います。新旧対照表を御覧ください。第 5 条で期末手当に対する乗数を 100 分の 5 減ずるというものでございます。

4 ページになりますが、附則では令和 4 年 6 月に対する特例措置としまして、令和 3 年度期末手当の引き下げ未実施分につきまして国に準じた改正を行うため、令和 4 年 6 月に対する期末手当から調整するというものでございます。

5 ページをお願いいたします。

(議案書 5 ページを朗読)

6 ページをお願いします。こちらにも改正の内容を御説明させていただきます。まず、第 1 条が矢板市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。こちら新旧対照表の第 19 条の期末手当のところにありますが、100 分の 7.5 を減ずるというものでございます。

7 ページの 3 項は、再任用職員の規定でありまして、こちらは 100 分の 5 を減ずるというものでございます。

その下、第 2 条につきましては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございまして、8 ページの第 10 条のとおり 100 分の 5 を減ずるというものでございます。

また、附則につきましては議案第 2 号同様に令和 4 年 6 月に対する特例措置というところで、今年度の未実施分を令和 4 年 6 月に支給する期末手当から調整するというものでございます。

議案第 2 号、第 3 号についての御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

(なし)

(3) 協議事項について

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(3)協議事項について①について説明を求めます。

○議会運営委員長 ①会期、議事日程及び議案の取扱いについて御協議を申し上げます。第 375 回矢板市議会臨時会の議会運営については、去る 3 月 28 日午前 10 時から、第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について、慎重に協議をした結果、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

なお、議案の取扱いにつきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、常任委員会の付託を省略し、即決をお願いいたします。

以上のとおり、議員各位の御協賛を賜りますよう、お願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。議会運営委員長の説明のとおりよろしく願いいたします。

(4) 報告事項について

① 矢板市下水道事業経営戦略の見直しについて

○議長 次に、(4)報告事項について、①について説明を求めます。

○下水道課長（江連康一） それでは、矢板市下水道事業経営戦略の見直しについて御報告いたします。

まず、趣旨でございますが、平成 28 年度に策定いたしました矢板市下水道事業などの経営戦略が 5 か年を経過し、ストックマネジメント計画を踏まえました見直し内容について報告するものでございます。

次に、概要といたしまして主な見直し内容でございますが、1 枚おめくりいただきまして、1 の目的でございますが、先ほど説明のとおりでございます。下のフローチャート・図が、ストックマネジメント計画に基づく経営戦略の考え方を表したものとなっております。

次に、2 の計画期間における経営目標でございますが、上から普及促進、サービスの維持、使用料収入と経費回収率、内部留保資金残高、企業債残高の大きく 5 つの項目で、経営目標を新たに定めたところでございます。

さらに 1 枚おめくりいただきまして、3 の対象区域でございます。緑色でくられた区域が沢地区と境林地区の農業集落排水事業区域となっております。青色が公共下水道を矢板処理区で、オレンジ色がコリーナ矢板排水処理事業の区域となっております。

今回、この 3 セグメントを一つの経営戦略として見直しをいたしました。

最後に周知方法でございますが、令和 4 年 4 月 1 日から市のホームページにおいて掲載予定でございますので、御覧いただければと思います。

矢板市下水道事業経営戦略の見直しについての報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(10:18)

令和 年 月 日

議長